

参 考 资 料 (案)

	捕獲等	被害予防策・生息環境管理	モニタリング	普及啓発・合意形成・その他
国				・確認申請の審査、受理
府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除実施計画の策定・捕獲目標の設定</li> <li>・安楽死措置の支援</li> <li>・捕獲実績の報告（国へ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な被害予防策、生息環境管理手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況等のモニタリング</li> <li>・捕獲個体調査</li> <li>・動物由来感染症等の調査</li> <li>・防除実施計画の進行管理と見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の開催</li> <li>・市町村、近隣府県との情報交換</li> <li>・環境省との調整</li> <li>・パンフレット、HPによる普及啓発</li> <li>・安楽死措置技術の指導</li> <li>・アライグマの拡大状況などの情報共有</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害、生活環境汚染対策のための捕獲等の実施</li> <li>・農業者、住民等に対する捕獲の指導、捕獲器の貸出</li> <li>・捕獲個体の運搬・処分</li> <li>・捕獲実績の報告（府へ）</li> <li>・安楽死措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害予防の指導</li> <li>・被害予防策の実施、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害等の把握、報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者、住民等に対する防除（捕獲、被害予防策）の普及啓発</li> <li>・住民からの情報の収集</li> <li>・アライグマに関する情報の周知</li> </ul>
関係団体・住民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農協・農業者・住民】</li> <li>・捕獲等の実施</li> <li>・捕獲個体の運搬</li> <li>【猟友会等】</li> <li>・農業者、住民等に対する捕獲等の指導</li> <li>・捕獲等の実施</li> <li>・狩猟の実施</li> <li>【自然保護団体】</li> <li>・生息情報の提供</li> <li>【獣医師会】</li> <li>・安楽死措置の普及、措置の協力</li> <li>【愛護団体等】</li> <li>・捕獲個体の引取、飼養</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農協・農業者】</li> <li>・被害予防策の実施</li> <li>・農地の適正管理（放棄果樹、野菜残さの撤去）</li> <li>【住民】</li> <li>・家屋侵入経路の遮断等、予防策の実施</li> <li>・誘因要因の除去（生ゴミの適正管理、庭の取り残し果樹撤去等）</li> <li>【飼養者】</li> <li>・外来法に基づく適正飼養</li> <li>・終生飼養</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【各主体】</li> <li>・生息情報の提供</li> <li>・捕獲等情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【自然保護、動物愛護団体】</li> <li>・動物福祉・外来生物問題等の普及啓発</li> <li>【獣医師会】</li> <li>・動物由来感染症ならびに飼育動物への感染症に対する注意喚起</li> </ul>
調査研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な捕獲方法の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な被害予防策の研究</li> <li>・効果的な防護柵の形状、設置方法の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング調査への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物に関する研究成果の発表</li> </ul>

## 捕獲器標識

防除の確認申請 年月日	令和3年 月 日
特定外来生物の種類	アライグマ ( <i>Procyon lotor</i> ) カニクイアライグマ ( <i>Procyon cancrivorus</i> )
防除の期間	令和3年 4月 1日 ~ 令和8年 3月31日 まで
主務大臣の 防除についての確認	令和3年 月 日付け 近振第 号- 環近地野許第 号
設置目的	外来生物法に基づく防除 生態系への影響、農林水産業への被害、 生活環境汚染等の防止のため
捕獲器番号	番

## 【問い合わせ先等】

氏名	〇〇市長 〇〇〇〇
住所	〇〇市 〇〇町 〇丁目
問合せ先	〇〇市役所 〇〇部 〇〇課 担当〇〇、〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



参考資料 4

殺処分法の例

	麻酔薬を用いる方法	炭酸ガスを用いる方法	簡易電殺器を用いる方法
資格	薬品の購入・管理・使用に免許や許可が必要	特別な許可は不要※	特別な許可は不要※
コスト	薬品日、注射・吸入器等の消耗品費として、約 300～1000 円／頭 ● 獣医師等の専門技術者の人件費や技術料等は別途必要	炭酸ガス代として、約 200 円／頭 ● ガスボンベ（レンタルもあり）、流量調節器、処置用 BOX 等の備品費は、別途必要	使用するバッテリーの充電にかかる電気代として、数円程度／頭 ● 簡易電殺器と充電器の製作・購入費用は、別途必要
処置時間	5～10 分程度 （使用する薬剤や処置者の技術、処置個体の興奮度で異なる。興奮した個体の処置時間は長くなる傾向がある。）	5～10 分程度 （成獣と幼獣で異なる。幼獣の処置時間は長くなる傾向がある。）	2～3 分程度 （処置個体の体の大きさで異なる。体の小さな幼獣の処置時間は長くなる傾向がある。）
利点	確実に処置個体の意識を喪失させることができるため、無意識下での処置が可能。	特殊な資格や専門技術が不要※。 バルブの開閉だけで、処置にずっと立ち会う必要がない。	特殊な技術や専門的な技術が不要※。 簡易電殺器は携行可能なので、捕殺現場での処置が可能。 安価で短時間での処置が可能。

※炭酸ガスや簡易電殺器を使うのに、特別な許可や資格は不要ですが、事故防止のため、従事者は装置を安全かつ適切に使用するための講習会を開催することをお勧めします。